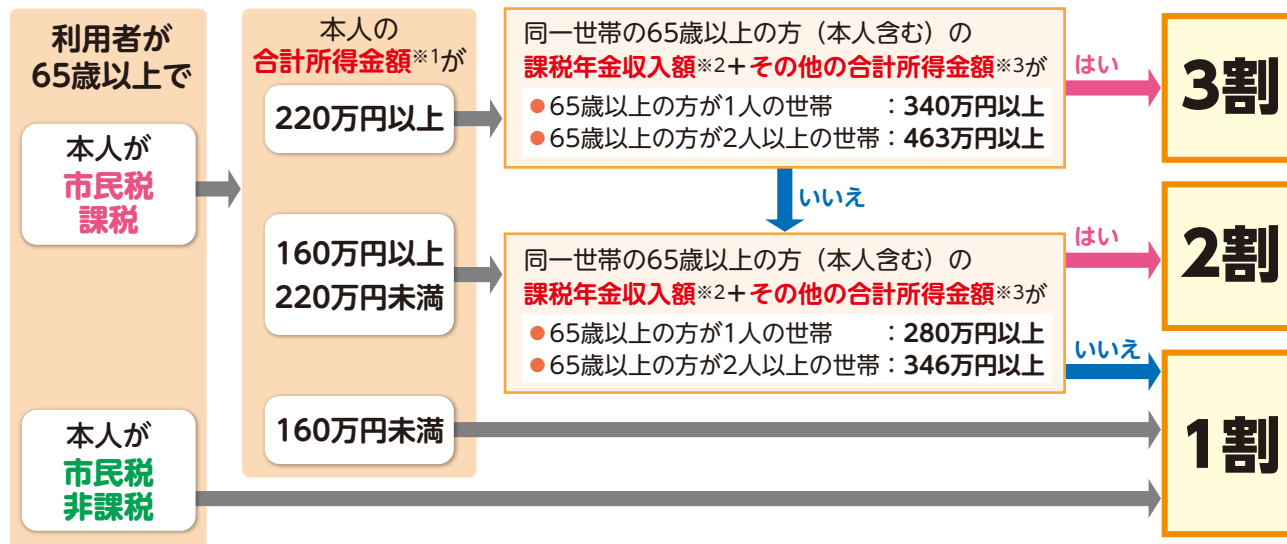


* サービスの利用者負担

サービスの利用者負担は、原則費用の1割、2割、3割です(残りは支給限度額まで介護保険が負担)。サービス内容によっては居住費等、食費などが別途必要です。

■ 利用者負担の割合

利用者負担の割合は、所得の状況などによって判定します。ただし、40～64歳の方(第2号被保険者)、生活保護受給者は所得にかかわらず1割負担です。ご自身の負担割合は、負担割合証(▶P4)で確認してください。



- ※1 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
- ※2 課税年金収入額とは、老齢(退職)年金など、課税対象となる公的年金等の年金のことで、遺族年金、障害年金など、税法上非課税となる年金は含まれません。
- ※3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額(※1)から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、

■ 支給限度額

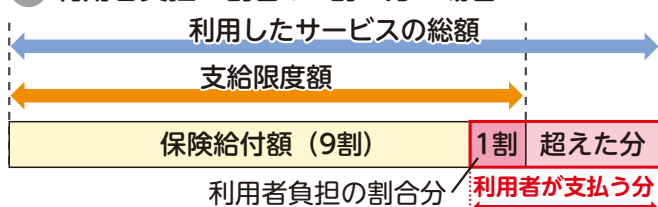
介護保険のサービスでは、介護保険が負担する上限(支給限度額)が決められています。支給限度額を超えたサービスを利用した場合は、超えた分を利用者が全額負担します。

介護保険のサービスの支給限度額(1か月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	5,032単位 (50,320円)	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	5,032単位 (50,320円)	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	10,531単位 (105,310円)	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	16,765単位 (167,650円)	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	19,705単位 (197,050円)	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	27,048単位 (270,480円)	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	30,938単位 (309,380円)	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	36,217単位 (362,170円)	36,217円	72,434円	108,651円

※1単位を10円とした場合

例 利用者負担の割合が1割の方の場合



支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具販売 ● 住宅改修費支給 ● 居宅療養管理指導
 - 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
 - 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 介護老人福祉施設 ● 介護老人保健施設 ● 介護医療院
- ※介護予防サービス含む